

さいたま市契約公報 第 1 5 号 令和 6 年 8 月 1 5 日発行	発行所 さいたま市浦和区常盤 6 丁目 4 番 4 号 さいたま市役所 (財政局契約管理部契約課)
---	---

目 次

特定調達契約の落札者等の公示

- ・さいたま市イメージ管理システム賃貸借（個人住民税・軽自動車税）…………… 2
- ・令和 6 年度さいたま市都市計画基本図修正等業務…………… 2
- ・さいたま市消防局自動心臓マッサージ器賃貸借…………… 2
- ・令和 6 年度署活動用無線機賃貸借…………… 2
- ・さいたま市立岩槻小学校外 2 1 校電話設備機器賃貸借…………… 2

競争入札参加資格審査に関する告示（1 件）

- 令和 5・6 年度競争入札の参加資格に関する審査結果…………… 2

一般競争入札の告示（1 2 件）

- さいたま市標準化対応連携基盤システム追加ソフトウェア賃貸借…………… 3
- 軽乗用ハイブリッド自動車賃貸借（令和 7 年度導入）（その 1）…………… 6
- 軽乗用ハイブリッド自動車賃貸借（令和 7 年度導入）（その 2）…………… 9
- 小型乗用ハイブリッド自動車賃貸借（令和 7 年度導入）…………… 1 2
- 小型乗用ハイブリッド 7 人乗り自動車賃貸借（令和 7 年度導入）…………… 1 6
- 小型貨物ハイブリッド自動車賃貸借（令和 7 年度導入）…………… 1 9
- 小型貨物自動車賃貸借（令和 7 年度導入）（その 1）…………… 2 2
- 尿素水（単価契約）…………… 2 5
- 口座振替依頼書等作成封入業務…………… 2 8
- さいたま市食肉衛生検査所リアルタイム P C R システム賃貸借…………… 3 1
- さいたま市立病院輸液ポンプほか賃貸借…………… 3 4
- さいたま市貨物自動車賃貸借…………… 3 7

〔水道局〕

特定調達契約の落札者等の公示

- ・水道メーターの購入（その 1）…………… 4 0
- 水道メーターの購入（その 2）…………… 4 0
- 水道メーターの購入（その 3）…………… 4 0
- 水道メーターの購入（その 4）…………… 4 0
- 水道メーターの購入（その 5）…………… 4 0

○特定調達契約の落札者等の公示

さいたま市公告（調達）第 9 1 号

次のとおり落札者等について公示します。

令和6年8月15日

さいたま市長 清水 勇 人

「掲載事項」

①案件番号 ②物品等又は特定役務の名称及び数量 ③契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ④落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ⑤落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所（法人の場合はその名称及び所在地） ⑥落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑦契約の相手方を決定した手続 ⑧公告又は公示をした日 ⑨随意契約によることとした理由

①91-1 ②さいたま市イメージ管理システム賃貸借（個人住民税・軽自動車税） 一式 ③さいたま市財政局税務部市民税課 さいたま市浦和区常盤6-4-4 ④令和6年7月24日 ⑤株式会社プリマジェスト 代表取締役 稲垣秀秋 神奈川県川崎市幸区堀川町580 ソリッドスクエア 東館12階 ⑥3,196,160円（月額） ⑦随意契約 ⑧地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号該当

①91-2 ②令和6年度さいたま市都市計画基本図修正等業務 一式 ③さいたま市都市局都市計画部都市計画課 さいたま市浦和区常盤6-4-4 ④令和6年7月10日 ⑤株式会社パスコさいたま支店 支店長 宮原幸博 さいたま市大宮区仲町1-104 ⑥32,450,000円 ⑦一般競争入札 ⑧令和6年5月15日さいたま市公告（調達）第65号

①91-3 ②さいたま市消防局自動心臓マッサージ器賃貸借 一式 ③さいたま市消防局警防部救急課 さいたま市浦和区常盤6-1-28 ④令和6年6月12日 ⑤みずほリース株式会社 代表取締役 津原周作 東京都港区虎ノ門1-2-6 ⑥460,900円（月額） ⑦一般競争入札 ⑧令和6年4月30日さいたま市公告（調達）第59号

①91-4 ②令和6年度署活動用無線機賃貸借 一式 ③さいたま市消防局警防部指令課 さいたま市浦和区常盤6-1-28 ④令和6年7月1日 ⑤埼玉情報株式会社 代表取締役 相沢長次 さいたま市中央区八王子2-7-2 ⑥388,080円（月額） ⑦一般競争入札 ⑧令和6年5月15日さいたま市公告（調達）第66号

①91-5 ②さいたま市立岩槻小学校外21校電話設備機器賃貸借 一式③さいたま市教育委員会事務局管理部教育財務課 さいたま市浦和区常盤6-4-4 ④令和6年6月12日 ⑤NX・TCリース&ファイナンス株式会社東京支店 支店長 宮下晃 東京都港区東新橋1-5-2 ⑥136,290円（月額） ⑦一般競争入札 ⑧令和6年4月30日さいたま市公告（調達）第60号

○競争入札参加資格審査に関する告示

さいたま市告示第1372号

さいたま市水道局告示第108号

令和５・６年度のさいたま市及びさいたま市水道局における競争入札の参加資格に関する追加受付の審査結果について、次のとおり公表する。

令和６年８月１日

さいたま市長 清水 勇 人
さいたま市水道事業管理者 小 島 豪 彦

競争入札参加有資格者数（令和６年８月１日名簿新規登載分）

	市内	県内	県外	合計
建設工事	9	6	1 2	2 7
設計・調査・測量	2	6	1 8	2 6
土木施設維持管理	2	0	2	4
物品納入等	1 3	4	3 4	5 1
業務委託	2 3	5	5 8	8 6
合計	4 9	2 1	1 2 4	1 9 4

※主たる営業所の所在地による

○一般競争入札の告示

さいたま市告示第１４２２号

さいたま市標準化対応連携基盤システム追加ソフトウェア賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）第１６７条の６の規定に基づき公告する。

令和６年８月９日

さいたま市長 清水 勇 人

１ 競争入札に付する事項

（１） 件名

さいたま市標準化対応連携基盤システム追加ソフトウェア賃貸借

（２） 履行場所

さいたま市内 さいたま市データセンター外

（３） 業務概要

入札説明書のとおり

（４） 借入期間

令和７年８月１日から令和１０年１２月３１日まで

２ 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- （１） 本入札の告示日において、令和５・６年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「レンタル・リース」内の営業種目「ＯＡ機器リース等」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市戦略本部デジタル改革推進部

担当 システム標準化・情報システム担当 電話 048（829）1104

(2) 交付期間

告示の日から令和6年8月27日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで）

(3) 交付方法

CD-ROM

(4) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和 6 年 9 月 2 日（月）午前 9 時から午後 5 時まで。

(3) その他

郵送希望者については、4 の書類提出時において返信用封筒に 8 4 円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価（月額）で行う。入札金額は賃借料 1 月当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和 6 年 9 月 1 3 日（金）午前 1 0 時 0 0 分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤 6－4－2 1 ときわ会館 3 階第 3 会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の 1 0 0 分の 5 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成 1 3 年さいたま市規則第 6 6 号）第 9 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和 6 年 9 月 1 3 日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6 (2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第 1 1 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第 1 3 条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6－4－4 さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部

電話 0 4 8（8 2 9）1 0 3 3 F A X 0 4 8（8 2 9）1 9 9 7

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6－4－4 さいたま市都市戦略本部デジタル改革推進部

電話 0 4 8（8 2 9）1 1 0 4 F A X 0 4 8（8 2 9）1 9 8 5

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第 3 0 条の規定

に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約条項等は、さいたま市都市戦略本部デジタル改革推進部及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1405号

軽乗用ハイブリッド自動車賃貸借（令和7年度導入）（その1）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和6年8月8日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

軽乗用ハイブリッド自動車賃貸借（令和7年度導入）（その1）

(2) 借入場所

入札説明書のとおり

(3) 数量・特質等

ア 数量 13台

イ 特質 仕様書のとおり

(4) 借入期間

令和7年7月1日から令和13年2月1日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「レンタル・リース」内の営業種目「自動車リース」で登載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいた

ま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成１９年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成１３年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 入札日において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (5) 入札日において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (6) 令和４年度以降に、履行期間が５年以上のメンテナンス付き自動車賃貸借契約で年間１３台以上の契約の履行を完了した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市財政局財政部庁舎管理課
担当　栗原　電話　０４８（８２９）１１７４

(2) 交付期間

告示の日から令和６年８月２９日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成１３年さいたま市条例第２号）第１条第１項に規定する休日を除く午前９時から午後４時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

３(２)に同じ

(3) 受付場所

３(１)に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 郵送による場合の提出書類の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和６年８月２９日（木）までに書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

〒３３０－９５８８　さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市役所財政局財政部庁舎

管理課

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和6年9月5日（木）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価（月額）で行う。入札金額は、賃借料1月当たりの1台の額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和6年9月11日（水）までに書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

4(5)イに同じ

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和6年9月13日（金）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所本庁舎1階旧会見室

(4) 入札保証金

見積もった金額（月額）に台数及び月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年9月13日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(3)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範

圏内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局財政部庁舎管理課

電話 048（829）1174 FAX 048（829）1986

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に台数及び月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることができない。

(3) 契約条項等は、さいたま市財政局財政部庁舎管理課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1406号

軽乗用ハイブリッド自動車賃貸借（令和7年度導入）（その2）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和6年8月8日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

軽乗用ハイブリッド自動車賃貸借（令和7年度導入）（その2）

(2) 借入場所

入札説明書のとおり

(3) 数量・特質等

ア 数量 2台

イ 特質 仕様書のとおり

(4) 借入期間

令和7年7月1日から令和12年6月30日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和５・６年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「レンタル・リース」内の営業種目「自動車リース」で登載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７号）第３２条第１項各号に掲げる者
 - イ 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第２項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成１９年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成１３年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 入札日において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (5) 入札日において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (6) 令和４年度以降に、履行期間が５年以上のメンテナンス付き自動車賃貸借契約で年間２台以上の契約の履行を完了した実績を有する者であること。

３ 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を交付するものとする。

- (1) 交付場所
さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市財政局財政部庁舎管理課
担当　栗原　電話　０４８（８２９）１１７４
- (2) 交付期間
告示の日から令和６年８月２９日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成１３年さいたま市条例第２号）第１条第１項に規定する休日を除く午前９時から午後４時まで）
- (3) 交付費用
無償

４ 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

- (1) 提出書類
 - ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
 - イ 入札説明書に定める書類
- (2) 受付期間
３(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 郵送による場合の提出書類の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和6年8月29日(木)までに書留郵便(簡易書留郵便を含む。)により提出すること。

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所財政局財政部庁舎
管理課

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和6年9月5日(木) 午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価(月額)で行う。入札金額は、賃借料1月当たりの1台の額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和6年9月11日(水)までに書留郵便(簡易書留郵便を含む。)により提出すること。

イ 送付先

4(5)イに同じ

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和6年9月13日(金) 午前10時15分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所本庁舎1階旧会見室

(4) 入札保証金

見積もった金額(月額)に台数及び月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただ

し、さいたま市契約規則（平成１３年さいたま市規則第６６号）第９条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和６年９月１３日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

６(3)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第１１条第１項及び第２項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第１３条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤６－４－４ さいたま市財政局財政部庁舎管理課

電話 ０４８（８２９）１１７４ FAX ０４８（８２９）１９８６

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に台数及び月数を乗じた額の１００分の１０以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第３０条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることができない。

(3) 契約条項等は、さいたま市財政局財政部庁舎管理課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第１４０７号

小型乗用ハイブリッド自動車賃貸借（令和７年度導入）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。）第１６７条の６の規定に基づき公告する。

令和６年８月８日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

小型乗用ハイブリッド自動車賃貸借（令和 7 年度導入）

(2) 借入場所

入札説明書のとおり

(3) 数量・特質等

ア 数量 7 台

イ 特質 仕様書のとおり

(4) 借入期間

令和 7 年 7 月 1 日から令和 12 年 9 月 30 日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和 5・6 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「レンタル・リース」内の営業種目「自動車リース」で登載されている者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 号）第 3 条第 1 項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成 19 年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 13 年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 入札日において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (5) 入札日において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (6) 令和 4 年度以降に、履行期間が 5 年以上のメンテナンス付き自動車賃貸借契約で年間 7 台以上の契約の履行を完了した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市財政局財政部庁舎管理課

担当 栗原 電話 048（829）1174

(2) 交付期間

告示の日から令和 6 年 8 月 29 日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成 13 年さいたま市条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く午前 9 時から午後 4 時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 郵送による場合の提出書類の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和6年8月29日（木）までに書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所財政局財政部庁舎
管理課

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和6年9月5日（木）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価（月額）で行う。入札金額は、賃借料1月当たりの1台の額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和6年9月11日（水）までに書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

4 (5)イに同じ

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和6年9月13日（金）午前10時30分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市役所本庁舎1階旧会見室

(4) 入札保証金

見積もった金額（月額）に台数及び月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年9月13日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6 (3)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市財政局財政部庁舎管理課

電話　048（829）1174　FAX　048（829）1986

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に台数及び月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることができない。

(3) 契約条項等は、さいたま市財政局財政部庁舎管理課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1408号

小型乗用ハイブリッド7人乗り自動車賃貸借（令和7年度導入）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和6年8月8日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

小型乗用ハイブリッド7人乗り自動車賃貸借（令和7年度導入）

(2) 借入場所

入札説明書のとおり

(3) 数量・特質等

ア 数量 1台

イ 特質 仕様書のとおり

(4) 借入期間

令和7年7月1日から令和12年6月30日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「レンタル・リース」内の営業種目「自動車リース」で登載されている者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (6) 令和4年度以降に、履行期間が5年以上のメンテナンス付き自動車賃貸借契約で年間1台以上の契約の履行を完了した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市財政局財政部庁舎管理課

担当 栗原 電話 048（829）1174

(2) 交付期間

告示の日から令和 6 年 8 月 29 日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成 13 年さいたま市条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く午前 9 時から午後 4 時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 郵送による場合の提出書類の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和 6 年 8 月 29 日（木）までに書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市役所財政局財政部庁舎管理課

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和 6 年 9 月 5 日（木）午前 9 時から午後 4 時まで

(3) その他

郵送希望者については、4 の書類提出時において返信用封筒に 94 円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価（月額）で行う。入札金額は、賃借料 1 月当たりの 1 台の額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和 6 年 9 月 1 1 日（水）までに書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

4 (5)イに同じ

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和 6 年 9 月 1 3 日（金）午前 1 0 時 4 5 分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤 6－4－4　さいたま市役所本庁舎 1 階旧会見室

(4) 入札保証金

見積もった金額（月額）に台数及び月数を乗じた額の 1 0 0 分の 5 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成 1 3 年さいたま市規則第 6 6 号）第 9 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和 6 年 9 月 1 3 日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6 (3)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第 1 1 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第 1 3 条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6－4－4　さいたま市財政局財政部庁舎管理課

電話　0 4 8（8 2 9）1 1 7 4　F A X　0 4 8（8 2 9）1 9 8 6

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に台数及び月数を乗じた額の 1 0 0 分の 1 0 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第 3 0 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の可否

否

8 その他

- (1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。
- (2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることができない。
- (3) 契約条項等は、さいたま市財政局財政部庁舎管理課及びホームページにおいて閲覧できる。
<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>
- (4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1409号

小型貨物ハイブリッド自動車賃貸借（令和7年度導入）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和6年8月8日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
小型貨物ハイブリッド自動車賃貸借（令和7年度導入）
- (2) 借入場所
入札説明書のとおり
- (3) 数量・特質等
 - ア 数量 5台
 - イ 特質 仕様書のとおり
- (4) 借入期間
令和7年7月1日から令和12年9月1日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「レンタル・リース」内の営業種目「自動車リース」で登載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約から

の暴力団排除措置に関する要綱（平成１３年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 入札日において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (5) 入札日において、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (6) 令和４年度以降に、履行期間が５年以上のメンテナンス付き自動車賃貸借契約で年間５台以上の契約の履行を完了した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市財政局財政部庁舎管理課
担当　栗原　電話　０４８（８２９）１１７４

(2) 交付期間

告示の日から令和６年８月２９日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成１３年さいたま市条例第２号）第１条第１項に規定する休日を除く午前９時から午後４時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

３(2)に同じ

(3) 受付場所

３(1)に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 郵送による場合の提出書類の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和６年８月２９日（木）までに書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

〒３３０－９５８８　さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市役所財政局財政部庁舎管理課

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和6年9月5日（木）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価（月額）で行う。入札金額は、賃借料1月当たりの1台の額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和6年9月11日（水）までに書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

4(5)イに同じ

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和6年9月13日（金）午前11時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所本庁舎1階旧会見室

(4) 入札保証金

見積もった金額（月額）に台数及び月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年9月13日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(3)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6-4-4 さいたま市財政局財政部庁舎管理課

電話 048 (829) 1174 FAX 048 (829) 1986

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に台数及び月数を乗じた額の 100 分の 10 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第 30 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることができない。

(3) 契約条項等は、さいたま市財政局財政部庁舎管理課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第 1410 号

小型貨物自動車賃貸借（令和 7 年度導入）（その 1）について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 6 年 8 月 8 日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

小型貨物自動車賃貸借（令和 7 年度導入）（その 1）

(2) 借入場所

入札説明書のとおり

(3) 数量・特質等

ア 数量 1 台

イ 特質 仕様書のとおり

(4) 借入期間

令和 7 年 7 月 1 日から令和 12 年 6 月 30 日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和 5・6 年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「レンタル・リース」内の営業種目「自動車リース」で登載され

ている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(6) 令和4年度以降に、履行期間が5年以上のメンテナンス付き自動車賃貸借契約で年間1台以上の契約の履行を完了した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局財政部庁舎管理課

担当 栗原 電話 048（829）1174

(2) 交付期間

告示の日から令和6年8月29日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 郵送による場合の提出書類の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和6年8月29日（木）までに書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所財政局財政部庁舎
管理課

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和6年9月5日（木）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価（月額）で行う。入札金額は、賃借料1月当たりの1台の額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 郵送による場合の入札書の受領期限及び送付先

ア 受領期限

令和6年9月11日（水）までに書留郵便（簡易書留郵便を含む。）により提出すること。

イ 送付先

4(5)イに同じ

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和6年9月13日（金）午前11時15分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所本庁舎1階旧会見室

(4) 入札保証金

見積もった金額（月額）に台数及び月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和 6 年 9 月 1 3 日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6 (3)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第 1 1 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第 1 3 条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6－4－4 さいたま市財政局財政部庁舎管理課

電話 0 4 8 （ 8 2 9 ） 1 1 7 4 F A X 0 4 8 （ 8 2 9 ） 1 9 8 6

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に台数及び月数を乗じた額の 1 0 0 分の 1 0 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第 3 0 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることができない。

(3) 契約条項等は、さいたま市財政局財政部庁舎管理課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第 1 4 4 2 号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「施行令」という。）第 1 6 7 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 6 年 8 月 1 3 日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名（物品の購入）

尿素水（単価契約）

(2) 納入場所

さいたま市西区宝来 5 2－1 さいたま市西部環境センター

(3) 数量・特質等

入札説明書のとおり

(4) 契約期間

令和6年10月1日から令和7年3月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「医療・衛生・福祉器材」内の営業種目「工業薬品」で登載され、かつ、市内に本店を有している者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

- (1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

担当 物品契約係 電話 048（829）1181

- (2) 交付期間

告示の日から令和6年8月27日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで）

- (3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

- (1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

- (2) 受付期間
3(2)に同じ
 - (3) 受付場所
3(1)に同じ
 - (4) 提出方法
持参
- 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付
- 確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。
- (1) 交付場所
3(1)に同じ
 - (2) 交付日時
令和6年9月3日(火)及び令和6年9月4日(水)午前9時から午後5時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。
- 6 競争入札参加資格の喪失
- 本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。
- (1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。
 - (2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。
- 7 入札手続等
- (1) 入札方法
単価で行う。入札金額は、購入物品1kg当たりの金額を入札書に記載することとし、当該金額(単価)は、1円未満について、小数点以下第2位までとする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (2) 入札の日時及び場所
 - ア 日時
令和6年9月11日(水)午後2時30分
 - イ 場所
さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室
 - (3) 入札保証金
見積もった金額(単価)に予定数量を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。
 - (4) 開札の日時及び場所
 - ア 日時
令和6年9月11日(水)入札終了後、直ちに行う。
 - イ 場所

7 (2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 問合せ先

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課
電話 048 (829) 1181 FAX 048 (829) 1986

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（単価）に予定数量を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

9 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1381号

口座振替依頼書等作成封入業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和6年8月5日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

口座振替依頼書等作成封入業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和6年11月8日（金）まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和5・6年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）に業務「文書管理」内の受注希望業務「封入封緘」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７号）第３２条第１項各号に掲げる者

イ 施行令第１６７条の４第２項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成１９年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成１３年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 本入札の告示日を起算日として過去２年の間、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする業務の契約実績を有し、かつ、誠実に履行している者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤６－４－４　さいたま市財政局税務部収納対策課
担当 収納管理係 電話 ０４８（８２９）１１６７

(2) 交付期間

告示の日から令和６年８月１９日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成１３年さいたま市条例第２号）第１条第１項に規定する休日を除く午前９時から午後４時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

３(2)に同じ

(3) 受付場所

３(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

３(1)に同じ

(2) 交付日時

令和 6 年 8 月 2 3 日（金）午前 9 時から午後 4 時まで

(3) その他

郵送希望者については、4 の書類提出時において返信用封筒に 9 4 円切手を添付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和 6 年 8 月 3 0 日（金）午前 1 0 時 3 0 分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤 6－4－4 さいたま市役所西会議棟 1 階第 7 会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の 1 0 0 分の 5 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成 1 3 年さいたま市規則第 6 6 号）第 9 条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和 6 年 8 月 3 0 日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6 (2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第 1 1 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第 1 3 条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6－4－4 さいたま市財政局税務部税制課

電話 0 4 8（8 2 9）1 1 6 0 F A X 0 4 8（8 2 9）1 9 8 6

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤 6－4－4 さいたま市財政局税務部収納対策課

電話 0 4 8（8 2 9）1 1 6 7 F A X 0 4 8（8 2 9）1 9 6 2

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の 1 0 0 分の 1 0 以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第 3 0 条の規定に該当する場合は、免除とする。

- (2) 契約書作成の要否
要
- (3) 議決の要否
否
- 8 その他
 - (1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。
 - (2) 入札後、入札参加者は、本告示、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。
 - (3) この業務委託契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
 - (4) 契約条項等は、さいたま市財政局税務部収納対策課及びホームページにおいて閲覧できる。
<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/006/003/p115935.html>
 - (5) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第 1 4 2 0 号

さいたま市食肉衛生検査所リアルタイムPCRシステム賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和6年8月9日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
さいたま市食肉衛生検査所リアルタイムPCRシステム賃貸借
- (2) 借入場所
さいたま市中央区上落合5-14-21 さいたま市保健衛生局保健部食肉衛生検査所
- (3) 数量・特質等
仕様書のとおり
- (4) 借入期間
令和7年1月1日から令和12年12月31日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「レンタル・リース」で登載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要

綱（平成１９年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成１３年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市中央区上落合５－１４－２１　さいたま市保健衛生局保健部食肉衛生検査所
担当　管理係　電話　０４８（８５１）４１００

(2) 交付期間

告示の日から令和６年８月２８日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成１３年さいたま市条例第２号）第１条第１項に規定する休日を除く午前９時から午後４時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア　競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ　入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

３(２)に同じ

(3) 受付場所

３(１)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

３(１)に同じ

(2) 交付日時

令和６年９月６日（金）午前９時から午後４時まで

(3) その他

郵送希望者については、４の書類提出時において返信用封筒に９４円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価（月額）で行う。入札金額は、賃借料１月当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額

(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和6年9月18日(水) 午前10時15分

イ 場所

さいたま市大宮区吉敷町2-23 さいたま市食肉中央卸売市場・と畜場2階会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額(月額)に月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則(平成13年さいたま市規則第66号)第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年9月18日(水) 入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市中央区上落合5-14-21 さいたま市保健衛生局保健部食肉衛生検査所
電話 048(851)4100 FAX 048(855)0577

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額(月額)に月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市保健衛生局保健部食肉衛生検査所及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第 1 4 4 4 号

さいたま市立病院輸液ポンプほか賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「施行令」という。）第 1 6 7 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 6 年 8 月 1 3 日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市立病院輸液ポンプほか賃貸借

(2) 借入場所

さいたま市緑区大字三室 2 4 6 0 さいたま市立病院

(3) 数量・特質等

仕様書のとおり

(4) 借入期間

令和 6 年 1 0 月 1 日から令和 1 2 年 9 月 3 0 日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和 5・6 年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「レンタル・リース」内の営業種目「医療機器レンタル等」で掲載されている者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者。

イ 施行令第 1 6 7 条の 4 第 2 項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者。

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成 1 9 年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成 1 3 年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 入札日において、会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (5) 入札日において、民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (6) 本入札の告示日において、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（昭和 5 3 年法律第 1 4 5 号）に基づく高度管理医療機器等の貸与業の許可を受けている者であること。

- (7) 令和 4 年 4 月 1 日以降に、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする賃貸借契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者で

あること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市緑区大字三室 2 4 6 0 さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院財務課
担当 調達係 電話 0 4 8 (8 7 3) 4 2 7 4

(2) 交付期間

告示の日から令和 6 年 8 月 2 9 日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 2 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3 (2) に同じ

(3) 受付場所

3 (1) に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3 (1) に同じ

(2) 交付日時

令和 6 年 9 月 4 日（水）午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

単価（月額）で行う。入札金額は、1 ヶ月間賃貸借する金額を記入すること。なお、落札決定

に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和6年9月10日（火）午前10時00分

イ 場所

さいたま市緑区大字三室2460　さいたま市立病院3階アセンブリーホール

(3) 入札保証金

見積もった金額（月額）に月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年9月10日（火）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市緑区大字三室2460　さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院財務課
電話　048（873）4274　FAX　048（873）5451

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市保健衛生局市立病院病院経営部病院財務課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

- (3) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1431号

さいたま市貨物自動車賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和6年8月9日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市貨物自動車賃貸借

(2) 借入場所

さいたま市北区本郷町1872 さいたま市都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所

(3) 数量・特質等

仕様書のとおり

(4) 借入期間

令和7年3月10日から令和12年3月9日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和5・6年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）（以下「名簿」という。）に種目「レンタル・リース」内の営業種目「自動車リース」で登載されている者であること。

- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

- (4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書等を交付するものとする。

- (1) 交付場所

さいたま市北区本郷町１８７２　さいたま市都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所

電話　０４８（６５２）８８１２

(2) 交付期間

告示の日から令和６年８月２６日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成１３年さいたま市条例第２号）第１条第１項に規定する休日を除く午前９時から午後４時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

３(2)に同じ

(3) 受付場所

３(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

３(1)に同じ

(2) 交付日時

令和６年８月２７日（火）午前９時から午後４時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

(3) その他

郵送希望者については、４の書類提出時において返信用封筒に９４円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼参加確認申請書及び書類提出について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

単価（月額）で行う。入札金額は、賃借料（保守費用等、当該業務にかかる経費の全てを含む。）

1月当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和6年9月2日（月）午前10時00分

イ 場所

3(1)に同じ

(3) 入札保証金

見積もった金額（月額）に月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年9月2日（月）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

3(1)に同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市北区本郷町1872 さいたま市都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所

電話 048（652）8812 FAX 048（653）4378

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所及びホー

ムページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.lg.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

〔水道局〕

○特定調達契約の落札者等の公示

さいたま市水道局公告（調達）第 12 号

次のとおり落札者等について公示します。

令和 6 年 8 月 15 日

さいたま市水道事業管理者 小 島 豪 彦

「掲載事項」

①案件番号 ②物品等又は特定役務の名称及び数量 ③契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 ④落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ⑤落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所（法人の場合はその名称及び所在地） ⑥落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑦契約の相手方を決定した手続 ⑧公告又は公示をした日 ⑨随意契約によることとした理由

① 12-1 ②(1)水道メーターの購入（その 1） 10,700 個（平型 20mm） (2)水道メーターの購入（その 2） 10,700 個（平型 20mm） (3)水道メーターの購入（その 3） 10,700 個（平型 20mm） (4)水道メーターの購入（その 4） 10,700 個（平型 20mm） (5)水道メーターの購入（その 5） 10,700 個（平型 20mm） ③さいたま市水道局業務部管財課 さいたま市浦和区常盤 6-14-16 ④令和 6 年 6 月 20 日 ⑤(1)アズビル金門株式会社さいたま営業所 所長 石川智司 東京都豊島区巣鴨 5-9-8 (2)愛知時計電機株式会社大宮営業所 所長 小川雄平 さいたま市大宮区大成町 1-101 齊藤ビル (3)、(4)及び(5)株式会社ニッコク東京支店 支店長 坂田松秀 東京都港区六本木 6-17-1 ⑥(1)42,128,900 円 (2)43,078,200 円 (3)44,490,600 円 (4)44,608,300 円 (5)44,608,300 円 ⑦一般競争入札 ⑧令和 6 年 4 月 30 日さいたま市水道局公告（調達）第 8 号